# パートナーシップ宣誓制度実施要綱　解説編

初版　2021年12月29日作成（3団体承認）

## 1　文言について

基礎自治体、都道府県のどの自治体でも見ていただけるように作成しています。

条項中の「自治体」「首長」の文言は、各自治体で適宜置き換えてください。

## 2　条項内容について

（趣旨）

第１条　この要綱は、（「（人権に関する計画や男女共同参画に関する計画）」などに基づく等しながら、各自治体なりのパートナーシップ制度を定める趣旨をお書きください。）パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（ポイント）

・人権に関する計画や男女共同参画に関する計画などに基づくなど、自治体なりのパートナーシップ制度を定める趣旨をお書きください。

・他自治体の例

【福岡市】

（趣旨）
第１条 この要綱は，福岡市基本構想及び基本計画の理念に基づき、一人ひとりが互いに人権を 尊重し、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちの実現を目指し、パートナーシップの 宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

【指宿市】

この告示は，市民一人ひとりが人権の主体者であり，個性の違いを豊かさとして認め合い，いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」を実現するため，パートナーシップの宣誓の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）性的少数者　性的指向が異性愛かつ性自認が出生時に割り当てられた性別と一致している以外の者をいう。

（２）性的指向　恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、または向かないかを示す概念をいう。

（３）性自認　その人が自分自身の性別をどう思っているかに関する、ある程度持続的な自己意識（アイデンティティ）

（４）パートナーシップ関係　一方又は双方が性的少数者である二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約した関係をいう。

（５）宣誓　パートナーシップ関係にある二人が、首長に対し、双方が互いのパートナ ーであることを誓うことをいう。

（ポイント）

・性的少数者については「多数者ではない」という形の定義を採用し、「典型」という言葉を避けた表現としています。

・「首長」の語は各自治体において、都道府県知事、市町村長に変更するなどしてください。

・性自認の定義については「ある程度持続的」という要素を加えた定義である石田仁氏による定義を採用しています。

（宣誓の対象者の要件）

第３条　宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）民法に定める成年に達していること。

（２）パートナーシップの宣誓をしようとする２人の一方又は双方が自治体内に住所を有し、又は当該自治体内への転入を予定していること。

（３）配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

２　民法（明治２９年法律第８９号）第７３４条ないし第７３６条の規定は、パートナーシップの宣誓について準用する。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

（ポイント）

・民法改正に伴い婚姻適齢が令和４年４月以降は成年年齢（１８歳）以上ともなりますので、１項１号で

は民法に定める成年に達していることとしました。

・同居が可能な同性カップルばかりではありませんので、一方のみが当該自治体に居住していれば要件を充足することとし、また、転居を機に宣誓をする方々もおられますので転入予定があればよいという組み立てにしています。

・婚姻に準じて、１対１のパートナーシップに限定しています。

・養親子間及び元養親子間の婚姻は認められていませんが、法律婚制度が立法されていないために、代替としてパートナーシップのために養子縁組制度を利用していることもありますので、その場合を排除しないこととしています。

（宣誓の方法）

第４条 宣誓をしようとする者は、双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて首長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと首長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （宣誓日前３月以内に発行したもの）

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類 （宣誓日前３月以内に発行したもの）

ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア　外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者（宣誓予定者が翻訳をした場合にあっては、当該宣誓予定者）の氏名を記入したものに限る。）

イ　アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) 前２号に掲げるもののほか、首長が必要と認める書類

２　前項の規定により宣誓を行った２人の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後１月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を首長に提出するものとする。

３　宣誓をしようとする者は、第１項の宣誓書を提出したものが本人であることを確認するため、次に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれかを首長に提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、首長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、首長が適当と認める書類

４　やむを得ない理由により宣誓をしようとする者のうち一方の立会いが困難であると首長が認めるときは、宣誓者は委任状を作成し、第１項各号の規定による必要書類とともに提出するものとする。

（ポイント）

・必要な書類を要綱やＷＥＢサイトで確認できると利用者にとっては利便性が高いです。

特に、外国籍の方が利用する場合に必要な書類を案内している自治体サイトは多くありません。

・宣誓の方法について、市職員の面前宣誓ではなく、書面提出宣誓を定めている自治体もあります。また、宇部市ではオンライン宣誓方式も認めており、感染拡大防止に伴う移動制限があるときなどにも対応しています。

【ご参考：書面提出宣誓型】

（宣誓の方法）

第４条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」 という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上首長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと首長が認めるときは、市職員及び当事者双方の面前で当事者以外の者にこれを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （宣誓日前３月以内に発行したもの）

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類 （宣誓日前３月以内に発行したもの）

ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア　外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者（宣誓予定者が翻訳をした場合にあっては、当該宣誓予定者）の氏名を記入したものに限る。）

イ　アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) 前２号に掲げるもののほか、首長が必要と認める書類

２　前項の規定により宣誓を行った２人の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後１月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を首長に提出するものとする。

３　宣誓をしようとする者は、第１項の宣誓書を提出したものが本人であることを確認するため、次に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれかを首長に提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証，許可証，資格証明書等であって，首長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか，首長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第５条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名を使用することができる。

（ポイント）

・指宿市の条項を参考にしています。

・通称名と評価できる根拠資料の提示を求めるか否か、その資料をどのようにするかについては事務要領等での定めが必要になることが考えられます。

（受領証の交付）

第６条　首長は、第４条第１項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第〇号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、自治体内に住所を有していない２人が宣誓した場合においては、第４条第２項に定める書類の提出後に受領証及び宣誓書の写しを交付するものとする。

２　前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合には、これに準ずるもの。以下、戸籍に記載されている氏名及び外国人等の場合にこれに準ずるものを「戸

籍等記載氏名」という。）の記載を宣誓者は選択できるものとし、宣誓者が戸籍等記載氏名の記載も希望する場合には、戸籍等記載氏名を受領証（裏面）に記載するものとする。

（ポイント）

・受領証によってパートナーシップ宣誓をした事実を対外的に示すことができます。

・受領証についてはペーパーで交付する自治体、カードを作成して交付する自治体があります。当事者側の使い勝手からすると財布の中に入れられるカード型が望ましいです。

・宣誓において通称名の使用を第５条で認める結果、受領証についても通称名の記載を認める内容としています。

（受領証の再交付）

第７条　前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号に掲げる理由により、再交付が必要と認められるときや宣誓者が再交付を希望するときは首長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書兼届出事項変更届（様式第〇号。以下「再交付申請書兼届出事項変更届」と いう。）を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

（１）当該受領証を紛失したとき

（２）当該受領証を毀損、又は汚損したとき

（３）届出事項に変更があり、記載の変更を希望するとき

（４）前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき

２　首長は、前項の規定により再交付申請書兼届出事項変更届の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

（ポイント）

・受領証の紛失や毀損、記載内容の変更が生じた場合の再交付の規定です。

・なお、「宣誓当事者の法定代理人（成年後見人、任意後見人など）も受領証の再交付申請をすることができる」との手続規定を加えることも考えられます。

（受領証の返還）

第８条　宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第〇号）に第６条の規定により交付を受けた受領証を添えて首長に届け出るものとする。

（１）当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

（２）新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合

（３）双方が本自治体外に転出した場合

２　宣誓者は、パートナーの一方が死亡した場合には、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第４号）に第６条の規定により交付を受けた受領証を添えて首長に返還することができる。

（ポイント）

・パートナーの一方が死亡した場合の返還届は、義務ではなく任意としました。義務まで負わせるのは死別したパートナーに酷である一方で、返還を希望することも考えられるからです。

（取消及び受領証等の返還）

第９条　首長は、宣誓書受領者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。

２ 宣誓書受領者は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消された場合は，受領証等を返還しなければならない。

（ポイント）

・無効とする規定の方式と、取消とする規定の方式とがあります。

（自治体間連携協定）

第○条

（ポイント）

・転居の都度、改めて宣誓しなくても良いように、当事者の負担軽減のため手続の簡略化を図るべく自治体間連携協定を結んでいる自治体があります。

当事者からは自治体連携に関して歓迎の声が寄せられていますが、連携エリアはまだ不十分であり、運用に関する課題も残されている状況です。例えば、当初発行された受領証の使用を希望する方もいれば、転入先の受領証の交付を希望する方もいます。どちらの希望にも沿った制度設計での条項案も考えられます。また、その後の協定を想定する自治体の条項例を参考にすることも考えられます。

そのため、本提案ではあえて条項例を記載しておりません。

○受領証の継続使用が可能

福岡市・北九州市・熊本市・日南市・古賀市・広島市・岡山市など

○転入先で受領証の交付がなされる

尼崎市・西宮市・芦屋市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町など

・例１（受領証の継続使用が可能）

【福岡市】

（自治体間での相互利用）

第９条　　宣誓者が，本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって，「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第５号。以下「継続使用申請書」という。）」を提出したときは，継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

２　本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は，当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がされたものに限る。）を，本市において継続して使用することができる。

３　前２項の規定により継続して受領証を使用している者が，前条第１号及び第２号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には，当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。

４ 第１項の規定により継続している受領証の再交付については，第７条の規定を準用する。

・例２（転入先で受領証の交付がなされる）

【尼崎市】

（協定による手続き）

第１３条　本市に転入した者が「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」（以下「協定」という。）の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証（カード形式のものを含む。以下「締結自治体受領証」という。）の交付を受けている場合において、本市　転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、受領証の交付を受けることができ る。

２　前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、市長に次に掲げる

書類を提出しなければならない。

（１）パートナーシップ宣誓申告書（様式第７号）

（２）締結自治体受領証

（３）住民票の写し

３　市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合は、前項第２号の書類　を添えて、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第８号）により受領証交付の事実　を転出元締結自治体に通知するものとする。

４　本市から締結自治体に転出した受領者（以下「転出受領者」という。）が協定に基づく手続きを行い、転入先締結自治体から通知があった場合は、第９条の届出を省略することがで きる。

５ 前各項の規定による手続きについては、転入宣誓者及び転出受領者の同意を得られた場合 にしか行うことができない。

（市民及び事業者への周知）

第１０条 首長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

（ポイント）

・同性パートナーシップ制度構築を通じて、LGBTQ+や「性の多様性」に関する適切な情報を発信し続け、市民・学校・民間団体や事業者への理解促進に努めてください。

・特に当事者から、事業者（例：病院、銀行、不動産、保険等）への啓発を求める声が多く寄せられているので、積極的な情報発信や事業者の取組支援に注力してください。

・また当事者に向けて、制度内容のわかりやすい説明、宣誓をしたら利用できる自治体施策、宣誓をしなくても同性カップルが利用できる自治体施策なども発信してください。

（宣誓書の保存）

第１１ 条　首長は、宣誓書を３０年間保存するものとする。

（ポイント）

・自治体ごとに５年、１０年と保存期間が異なりますが、住民票や戸籍の保存期間に照らしても短いため、少なくとも自治体管理公文書の最長保存年限とされる３０年は保存していただきたいです。

パートナーシップ宣誓制度実施要綱　解説編　賛同団体
（2022年1月31日時点）

【福岡県】
・NPO法人カラフルチェンジラボ
・NPO法人Rainbow Soup
・LGBTの家族と友人をつなぐ会 in福岡
・認定NPO法人魅惑的倶楽部　福岡コミュニティセンターHACO
・gid.jp日本性同一性障害と共に生きる人々の会九州支部
・LGBTとともに生きる弁護士の会　九州（LALQ）
・FRENS

【山口県】
・レインボー山口

【長崎県】
・take it 虹

【佐賀県】
・SOiGIEs（そいぎーず）

【大分県】
・レインボーネットワークおおいた

【鹿児島県】
・レインボーポート向日葵

【宮崎県】
・LGBT交流会「レインボービュー宮崎」

【熊本県】
・くまにじ